

国稅關係資料⑤

(納稅環境整備、租稅特別措置、金融關係稅制)

目

次

・ 公示制度一覧	1
・ 所得税の公示対象人員の推移	2
・ 所得税の公示制度等の各国比較	3
・ 平成14年度の税制改正に関する答申（抄）〔租税特別措置等の整理・合理化〕	4
・ 租税特別措置による減収額の内訳	5
・ 平成14年度改正における企業関係租税特別措置の廃止・創設項目	6
・ 北欧諸国の「二元的所得税」	7
・ 北欧諸国の国民負担率の比較	8
・ 所得の分類	9

公 示 制 度 一 覧

	所得税	法人税	相続税 贈与税
根拠条文	所得税法 233条 施行規則 106条	法人税法 152条 施行規則 68条	相続税法 49条
公示要件	税額 1,000万円超	所得 4,000万円超 (2,000万円超)	(相続税) 課税価格 2億円超 遺産総額 5億円超 (贈与税) 課税価格 4,000万円超
公示事項	氏名 住所 所得税の額	法人の名称 納税地 代表者の氏名 所得金額 事業年度の開始及び終了の日	氏名 納税地 課税価格
公示期間	翌年の5月16日～5月31日	申告書の提出があった日から3か月 以内に、少なくとも1月間	申告書の提出があった日から4か月 以内に、少なくとも1月間
公示方法	税務署の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示	税務署の掲示場に掲示	規定なし
公示対象となる申告書の種類等	翌年の3月31日までに提出された確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書	確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書	期限内申告書、期限後申告書、修正申告書
申告期限	翌年の2月16日～3月15日	事業年度終了の日の翌日から2月以内	(相続税) 相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内 (贈与税) 翌年の2月1日～3月15日

(注) 1. 法人税の()書きは、事業年度が6月以下の場合である。

2. 相続税の課税価格とは各相続人の課税価格であり、遺産総額とは被相続人の財産の価額から債務の金額を控除した後の金額である。

所得税の公示対象人員の推移

	公示限度額	納税人員	公示	
			対象人員	割合
25	} 所得50万円超	4,318,059 人	89,628 人	2.1%
26		3,489,848	148,641	4.3
27	} 所得100万円超	2,916,907	33,622	1.2
28		2,169,356	42,142	1.9
29		2,219,606	44,724	2.0
30		2,383,113	49,758	2.1
31		2,172,367	68,495	3.2
32	} 所得200万円超	2,183,839	24,640	1.1
33		2,120,232	28,839	1.4
34		1,970,195	41,470	2.0
35		2,150,581	66,398	3.1
36		2,084,858	106,557	5.1
37	} 所得500万円超	2,312,374	146,366	6.3
38		2,582,460	29,980	1.2
39		2,844,794	37,588	1.3
40		2,919,591	41,027	1.4
41		3,240,693	51,980	1.6
42		3,634,796	70,232	1.9
43		3,916,781	93,902	2.4
44		4,201,309	165,128	3.9
45	} 所得1,000万円超	4,465,783	77,970	1.7
46		4,452,946	125,934	2.8
47		4,896,085	143,793	2.9
48		5,682,810	247,747	4.4
49		4,988,439	154,458	3.1
50		4,623,720	189,867	4.1
51		4,939,700	194,865	3.9
52		5,050,249	233,245	4.6
53		5,367,908	277,492	5.2
54		5,715,926	377,092	5.9
55		5,942,099	383,870	6.5
56		6,170,506	406,796	6.6
57	} 税額1,000万円超	6,579,497	440,522	6.7
58		6,998,199	66,000	0.9
59		7,129,463	68,000	1.0
60		7,372,229	75,000	1.0
61		7,695,293	88,000	1.1
62		7,707,308	111,000	1.4
63		7,797,019	111,600	1.4
元		7,965,871	141,000	1.8
2		8,547,375	172,000	2.0
3		8,562,552	175,000	2.0
4		8,577,661	125,000	1.5
5		8,428,477	128,000	1.5
6		8,223,171	96,000	1.2
7		8,020,634	95,000	1.2
8		8,239,858	99,000	1.2
9		8,271,709	94,000	1.1
10		6,224,254	85,000	1.4
11		7,400,607	75,000	1.0
12		7,273,506	80,000	1.1

(注) 昭和25年分～57年分の公示対象人員は、国税庁統計年報等の申告所得金額階級別表による。なお、昭和58年分～平成12年分までは、税額基準に変更されたことから記者発表の人員による。

所得税の公示制度等の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
公 示 制 度	あり	なし	なし	なし	あり
主 体	各税務署				各国税局（県単位）
公 示 対 象	管内の高額納税者				管内の全ての納税者
公 示 内 容 （氏名・住所除く）	税額				所得金額及び税額
公 示 方 法	リストの掲示 （5月16日～5月31日の 期間のみ）				リストの閲覧 （リストを閲覧できるの は管内の納税者に限 定、閲覧者は閲覧内容 を公表してはならない）
第 三 者 通 報 制 度	なし （昭和29年に廃止）	あり （情報提供により課され た額の15%以内の報奨）	あり （当局幹部の裁量によ る報奨。ただし50ポンド 超の場合は大蔵省の承 諾必要）	なし	なし
申 告 書 閲 覧 制 度	なし （昭和25年に廃止）	なし	なし	なし	なし （リストの閲覧）

平成 14 年度の税制改正に関する答申(抄)

平成 13 年 12 月

税 制 調 査 会

二 平成 14 年度税制改正

3 . 租税特別措置等の整理・合理化

租税特別措置等は、特定の個人・企業の税負担を軽減することにより、経済政策、社会政策等の特定の政策目的を実現するための政策手段である。このため、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置として設けられている。

上記の租税原則の観点から、租税特別措置等を常に見直し、課税ベースを拡大していく必要があると言えよう。その際、全法人の約 7 割が欠損法人であるほか、個人所得課税において個々の納税者の負担水準が低下し、働く人のうち概ね 4 分の 1 程度が非納税者となっている状況の下では、租税特別措置等の政策効果が限定的となっていることに留意せねばならない。

また、経済社会が急速に変化し多様化する状況においては、個人・企業の自由な活動を通じて、効率的な資源配分が可能となる環境を整備することがより重要であり、これが経済社会の活性化に資すると考える。これまで税制を政策的に活用してきた結果、現行の税制に歪みが生じており、効率的な資源配分が妨げられている。したがって、租税特別措置等の見直しを通じて、税制を個人・企業の経済活動に対して中立的なものとするのが極めて重要である。

さらに、歳出面で補助金などの思い切った見直しが行われている中で、実質的に補助金の裏返しである租税特別措置等は、ゼロベースからの見直しを含め、従来にない大幅な整理・合理化を行わねばならない。

個々の措置について具体的に見直す際には、以下のような視点からの明確な基準が必要である。

？ 政策目的・効果

租税特別措置等は、あくまで政策手段であり、その政策目的や効果を常に検証していく必要がある。

？ 政策手段としての適正性

他の政策手段との比較において、特定の政策目的を達成するために最適な手段かどうかについて検討する必要がある。

？ 利用実態

一定期間利用実態の低調な、いわば形骸化した措置については廃止すべきであると考えられる。

租税特別措置による減収額 (19,420億円)の内訳 (平成14年度ベース)

所 得 税 12,900億円(66.4%)				法 人 税 4,340億円(22.3%)		その他
住 宅 ロ ー ン 控 除	生 損保控除	老人等 マル優 (注)1	そ の 他	法 人 税	投資減税 (景気対策)	そ の 他
(30.9%)	(13.9%)	(8.9%)	(12.7%)	(22.3%)	(10.9%)	(11.2%)
6 , 0 1 0億円	2 , 6 9 0億円	1 , 7 3 0億円	2 , 4 7 0億円	4 , 3 4 0億円	2 , 1 2 0億円	2 , 1 8 0億円

(注) 老人等マル優については、15年1月から段階的に縮小し、障害者等マル優に改組される (18年1月)。

？ 上記のほか、相続税の小規模宅地等及び特定事業用資産についての課税価格の特例による減収額が1,360億円ある。

平成14年度改正における企業関係租税特別措置の廃止・創設項目

○ 廃止した項目（10）

- ・ 中小企業新技術体化投資促進税制
- ・ 沖縄の工業等開発地区内において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除又は特別償却
- ・ 沖縄の特別中小企業者が事業化設備等を取得した場合等の特別税額控除
- ・ 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除
- ・ 再生資源分別回収設備の特別償却
- ・ 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
- ・ 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却
- ・ 低開発工業開発地区における工業用機械等の特別償却
- ・ 自由貿易地域投資損失準備金
- ・ 創業中小企業投資損失準備金

○ 創設項目（8）

- ・ 沖縄の金融業務特別地区内において金融業等用の建物等を取得した場合の特別税額控除
- ・ 産業高度化地域内において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除又は特別償却
- ・ 経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別税額控除又は特別償却
- ・ 日本国際博覧会出展準備金
- ・ 新幹線鉄道大規模改修準備金
- ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除
- ・ 金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除
- ・ 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例

（注） は、沖縄関係の租税特別措置をあらわしている。

北欧諸国の「二元的所得税」(未定稿)

二元的所得税の理論的仕組み

- ・ 資本所得」と勤労所得」を「分離」して課税
- ・ 勤労所得」は「累進税率」で課税
- ・ 資本所得」は「比例税率」で課税
- ・ 資本所得の税率は 勤労所得の最低税率及び法人税率と等しく設定

資本所得」の例

- ・ 利子、配当、株・土地等のキャピタルゲイン、家賃、事業収益(投資収益的部分)等

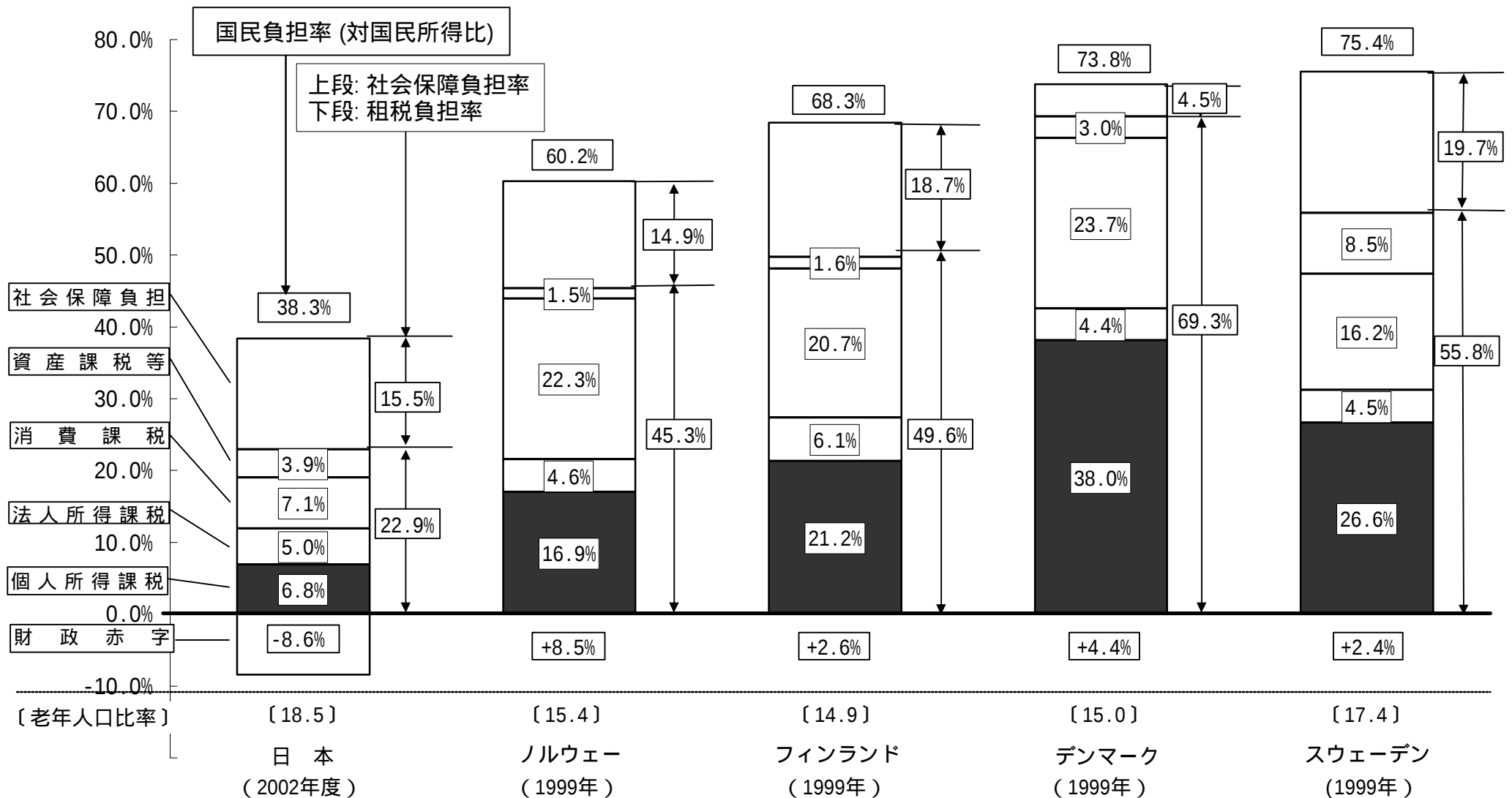
勤労所得」の例

- ・ 賃金、給与、フリンジベネフィット、社会保障給付、事業収益(賃金報酬的部分)等

	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド	デンマーク
勤 労 所 得	勤労所得 (31~ 56%) (累進税率)	個人所得 (28~ 47.5%) (累進税率)	稼得所得 (23.2~ 57.8%) (累進税率)	個人所得 (32.8~ 59.7%) (累進税率)
資 本 所 得	資本所得 (30%) (比例税率)	一般所得 (28%) (比例税率)	投資所得 (29%) (比例税率)	資本所得 (32.8~ 59.7%) (累進税率) 株式所得 (25~ 40%) (累進税率) (3年超保有株式等に係る譲渡 益・配当)
法 人 税 率	28%	28%	29%	32%
導 入 年 等	1991年	1992年	1993年	1987年 (1994年に二元的所得税 から乖離)

(備考) 2000年現在。各国資料による。

北欧諸国の国民負担率の比較



- (注) 1. 日本は14年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」及び「National Accounts (OECD)」により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 財政赤字の国民所得比は、日本については一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 老年人口比率は、日本については2002年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)である。

所 得 の 分 類

- 所得分類は所得の計算方法等が異なることを前提に構成
- 所得の計算方法は金融商品の種類により自ら異なる

所得の分類	対 象	所得金額の計算方法（原則）	金融関連（例）
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額（＝所得金額）	預金の利子
配 当 所 得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定目的信託の収益の分配	収入金額 - $\left[\begin{array}{l} \text{株式などを取得} \\ \text{するための借入} \\ \text{金の利子} \end{array} \right]$	株式の配当
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額 - 必要経費	/
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費	(株式の譲渡益)
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額 - 給与所得控除額	(ストック・オプション)
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$	/
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（50万円）	/
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。）による所得	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資} \\ \text{産の取得費} \\ \cdot \text{譲渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ (50\text{万円}) \end{array} \right]$	株式の譲渡益
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得る} \\ \text{ために支出} \\ \text{した費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ (50\text{万円}) \end{array} \right]$	保険の差益
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額 - 公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額 - 必要経費	為替差益 公社債の償還益